

松 枝 自 治 会 規 約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、松枝自治会と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、区域住民の福利増進と相互の親睦をはかり、その生活の向上及び地域の発展を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域住民の福祉向上に関すること
- (2) 区域住民相互の親睦に関すること
- (3) 市民生活の向上に関すること
- (4) 地域の発展、各種団体等の育成及び市政への協力に関すること
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会の会員は、厚木市 松枝1丁目、2丁目、寿町3丁目、水引1丁目、水引2丁目の在住者（一般会員）並びに事業所等（特別会員）から構成され、別途定める班、及び組をもって組織される。各組は複数の会員から構成され、複数の組をもって各班を組織する。班及び組にはそれぞれ1名の班長、組長をおく。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 2名

(4) 総務 若干名

(5) 専門部会 若干名

(6) 会計監査 2名

(7) 必要に応じて相談役、顧問をおくことができる。
なお、役員会の構成員は上記(1)から(5)とする。

(選出)

第6条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長は役員会が推薦し、総会において選出する。
- (2) 副会長は、会長もしくは役員会の推薦により、役員会及び総会の同意を得る。
- (3) その他の役員は、会長もしくは役員会の推薦により、役員会及び総会の同意を得る。
- (4) 任期満了による役員を選出は、満了月の末日までに行う。

(任務)

第7条 本会の役員は、次のとおりとし、詳細は別表-1に示すとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 会計は、会の経理事務を行う。
- (4) 総務担当は、会務全体の企画、運営、庶務及び広報にあたる。

(5) 専門部会は、防災、防犯、環境衛生などの各種事業の計画、運営にあたる。

(6) 会計監査は、会の会計及び自治会全体の運営状況を監査する。

(任期)

第8条 本会の役員任期は、原則として2年間とし、再任を妨げない。

ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。また、後任者が就任するまではその職務を遂行し、引継ぎを行うものとする。

期間 自4月1日 至3月31日(2年間)

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、定例会(毎月1日)、役員会議及び各部会とする。

(1) 定期総会は年一回開催とし、役員及び班長、組長をもって構成する。ただし、会長または会員の過半数の請求により、臨時総会を招集することができる。

(2) 総会に付議する事項

- 1 事業計画・予算及び事業報告・決算について
- 2 役員選出について
- 2 規約の改廃について
- 3 その他重要な事項について

(3) 定例会は、役員及び班長、組長をもって構成し、

毎月1日に開催する。

(4) 役員会議は、必要に応じて会長が召集し、定例会と同日開催を原則とする。

(5) 専門部会は、必要に応じて各部会長が招集する。

(6) 会計監査役は運営状況を把握するため、いつでも上記の会議に参加できるものとし、会議議事録の提示を求めることができる。

(議決)

第10条 会議の議決は、構成の2分の1以上の出席により成立し、出席者の2分の1以上賛成を必要とする。

(経費)

第11条 本会の経費は、自治会費、補助金、その他の収入をもってあてる。詳細は第14条に則り別途定める。

(事業年度及び会計年度)

第12条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(弔慰)

第13条 本会の会員が死亡した場合、弔慰金をおくることができる。詳細は第14条に則り別途定める。

(補則)

第14条 本会の運営上、必要な細則を役員会にて制定し補足することができる。

第15条 役員等の詳細な任務を示す別表-1は、必要に応じて役員会にて補足、修正することができる。

(附 則)

この規約は、昭和58年1月1日から適用する。
 この規約は、平成26年5月1日から改訂、適用する。
 この規約は、令和4年5月1日から改訂、適用する。

別表-1 各役職の詳細任務(役割と主な業務) 2021版[松枝自治会]

2021/4/1

役職名	役割	主な業務	記事	
会長	会の統括 会を代表しての対外的な顔	会の運営全般 総会、定例会、役員会の運営 対外的な会議・行事への出席	自主防災隊長 厚木小避難所運営 委員会・副委員長	
副会長	会長補佐	定例会、役員会の司会、進行 会長への意見具申 事故ある場合の会長職務代行	定員:2名	
会計	会計管理 予算管理	予算案の策定 決算報告書の作成 金銭出納等の経理事務	定員:2名 (+担当1名)	
総務	事業企画 庶務 広報	年度事業計画案の策定 年度事業報告書の作成 役員会議事録の作成 備品・貸与品・収納品の管理	会議の司会進行の 代行	
専門部会	防災	防災活動	防災訓練の計画、運営 防災施設・備品管理 住民への防災啓発	会:街頭消火器点 検 市:防災推進員2名
	防犯	防犯活動	防犯パトロールの計画、運営 防犯灯維持管理 児童生徒の見守り	会:交通安全関係 市:防犯部長
	環境美化	環境向上 衛生管理	美化、一斉清掃の計画、運営 ゴミ置き場対応、草刈り 投棄・放置物の発見、対応	市:環境美化部長
	その他 共通事業	各種事業の計画・実行	とくら祭り、厚木神社祭典、盆あどり、敬老 事業、行楽行事、北地区大運動会、どんど 焼き等	・主催・共催事業 ・主管事業 ・協力事業
地域担当	班長・组长との連携・支援	各班・組の状況・意見の把握と朝睦、自治 会活動の諸問題解決・改善へのパイプ役 毎月15日付回覧・配布物の班長へ配布	各班1名	
会計監査	会の会計監査	決算報告書及び現金、帳簿、 伝票等の監査 監査結果の総会への報告 運営状況の監査	定員:2名	
相談役	会の諸事相談	会長の求めにより諸事の相談に応じる	必要に応じて選任	
サポーター	サポーター(一般) レディースサポーター(女性) シニアサポーター(役員OB) ヤングサポーター(若手)	諸行事へのスポット的な支援 名称:経験、性別、役割などに応じたもの		
その他	自主防災隊	地区の自主防災組織 (原則として全役員)	日常の防災活動 災害時の支援活動 一斉防災訓練	
	厚木小避難 所運営委員	災害時の避難所運営 (原則として全役員)	避難所運営訓練	松枝、元町、弁天、 栗町、吾妻自治会
班長	各班の取りまとめ 会との連絡、調整	班を代表して会議への出席 毎月15日付回覧・配布物の班長へ配布 欠席班長への伝達、配布	班長より選出	
组长	各組の取りまとめ 会への連絡、調整 連絡事項の伝達、配布 徴収、集金	総会、定例会への出席 毎月1日15日付回覧・配布物の戸別配布 自治会費等の徴収・納付 募金等の集金・納付 各種行事への参加、協力	各組会員より選出	

松枝自治会 会員・組織細則

（目的）

第1条 本規定は、松枝自治会規約（以下“規約”）第4条に基づき、会員の種別ならびに入退会及び班、組に関する詳細事項について定める。

（会員種別）

第2条 規約第4条に定める区域の在住者を一般会員とする。

ただし、一般会員と同額の会費を納入する個人商店等は一般会員に含め、会費の徴収、広報等の配布・回覧は組長の役割とする。

なお集合住宅の会員で、個人加入している場合は、会費の納入方法にかかわらず一般会員に属する。

- 規約第4条に定める区域の企業、団体、集合住宅等で、別途定める一定金額以上の会費を納入する会員を特別会員とし、会費の納入は役員による集金、または銀行振込みによるものとする。

（入会）

第3条 本会に入会を希望する者は、居住地区の組長を経由して所定の申込書を提出すること。

- 入会希望者は、役員会における承認を得るとともに、所定の自治会費の納入をもって会員となる。

（退会）

第4条 会員は住居の移転その他により退会を申し出るときは、所属組長を経由して所定の届出書を提出すること。

（班及び組）

第5条 本会は別表に示す各班及び各組をもって構成する。

- 各班は町名、道路区画、区域の大きさ、組数などによって大別することとし、当該区域の成り立ちも考慮して区分けする。
- 各組は概ね10戸程度を標準とし、当該区域の状況を考慮して区分けする。

（班長及び組長）

第6条 第4条に定めるそれぞれの班及び組では、班長及び組長を各1名選出する。

2. 組長は各組の中での互選、班長は同じ班内の組長間での互選とする。任期は原則として、規約第 12 条の事業年度と同じ 1 年間とし、再任を妨げない。
3. 班長又は組長に事故ある時は、当該班内又は当該組内で補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。
4. 班長及び組長は総会及び定例会に出席し、会からの連絡事項の会員への伝達、配布物の配布を行う。また第 11 条に定める自治会費等の集金の任に当たるとともに、会の各種行事への参加、協力に務める。

（名簿及び個人情報の管理）

第 7 条 本会では入会申込書の記載事項にもとづき班、組毎に名簿を作成し、会の活動に利用する。

2. 上記の会員名簿等の取り扱いにあたっては、個人情報の保護の為、会長の直轄管理とする。

（サポーター）

第 8 条 自治会活動を円滑に運営するとともに、より多くの会員が活動に参画できるようサポーターを置き協力を得る。

2. サポーターには、本会の活動に賛同する自治会員以外の有志を含むことができる。

（補 則）

第 9 条 班及び組の区分変更を行う場合は、該当する班及び組の同意ならびに役員会の承認を得るものとする。

（附 則）

この細則は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この細則は、平成 29 年 5 月 1 日から改訂・適用する。

この細則は、令和 4 年 5 月 1 日から改訂・適用する。

松枝自治会 会計細則

（目的）

第1条 本規定は、松枝自治会規約第11条、第13条ならびに第14条に則り、
本会の経費および弔慰金及び慰労金に関する事項を定める。

（収入）

第2条 本会の収入は、自治会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

（1）自治会費

- ・ 一般会員 月額 250 円（年額 3,000 円）
- ・ 特別会員 企業、団体等は年額 10,000 円を基準に、集合住宅等は1軒当たり一般会員相当額を基準に別途、個別に協議して定める

（2）補助金 厚木市等からの補助金

（3）その他の収入

（会費徴収）

第3条 自治会費は、組長が各組会員から年額を一括して徴収し、5月の定例会において納入することを原則とする。

- （1）年度途中の新入会員の会費は、入会月から年度末までの残月分の金額を一括して徴収する。
- （2）年度途中の退会会員の会費は返金しない。ただし、納入時に退会時期が明確な場合は退会までの期間に月額を乗じた額を納入することができる。

（募金等）

第4条 公的機関に協力し、寄付、募金、賛助金等を集金することができる。
組長が各組会員から集金し、当該月の定例会において納入することを原則とするが、組員の同意がある場合には前条の自治会費とともに一括納入することができる。

（1）日本赤十字社

- ・ 会費 目標額 500 円以上（一般会員） 納入月 6 月

（2）厚木市社会福祉協議会

- ・ 賛助会員会費 目標額 500 円（一般会員） 納入月 7 月

(3) 神奈川共同募金会

- ・ 赤い羽根募金 目標額 300 円（一般会員） 納入月 11 月

(4) その他災害義援金等は、必要に応じて役員会にて決定する。

(弔 慰 金)

第 5 条 本会の会員が死亡した場合、弔慰金または相当額の献花、供物をおくるものとする。

- (1) 一般会員の場合は、5,000 円または相当額の献花、供物

- (2) 役員が死亡した場合は、10,000 円または相当額の献花、供物

(慰 労 金)

第 6 条 役員等への慰労金については下記のとおりとする。

- (1) 役員及び班長、組長ならびにサポーターに対して、年度末に慰労の品物を送ることができる。品物の種類、金額については年度会計の状況に応じて役員会にて定める。

- (2) 本会の役員が一定期間の任期を経て退任する場合、長年の貢献に敬意を表して慰労金をおくるものとする。

- ・ 会長を合計で 4 年以上務めた場合、30,000 円または相当額の品物

- ・ 他の役員が合計で 4 年以上務めた場合、20,000 円または相当額の品物

(予 算)

第 7 条 各年度の予算は、前年度末までに役員会において策定し、総会の承認を得る。

(執 行)

第 8 条 予算の執行にあたっては、各科目に定めた目的にこれを使用することとし、他に流用の必要ある場合は、役員会の承認を得るものとする。

- (1) 会計は下記の帳簿、諸表及び伝票を備える。

- ・ 現金出納帳、領収書、出金伝票、入金伝票

- (2) 物品の購入など金銭に関わる事は、部門長または会長の承認を得なければならない。但し部門長の承認は 10,000 円以下とする。

第 9 条 会計担当役員は、毎年度終了後すみやかに決算報告書を作成して自治会長ならびに会計監査に報告しなければならない。

（監 査）

第 10 条 会計監査は、自治会規約第 7 条（6）項により現金、帳簿、及び伝票を監査するとともに、自治会の運営状況を必要に応じて監査し、総会に報告しなければならない。

（補 則）

第 11 条 自治会費の変更は、総会において定める。

（附 則）

この細則は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この細則は、平成 29 年 5 月 1 日から改訂・適用する。

この細則は、令和 4 年 5 月 1 日から改訂・適用する。